

離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価届出書

送 査 第 7 号

2019年10月2日

経済産業大臣 菅 原 一 秀 殿

富山市牛島町15番1号

北陸電力株式会社

代表取締役社長

金 井 豊

社長執行役員

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第32条第4項の規定により、別紙のとおり離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価を定めたので届け出ます。

離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価
[第32条第4項関係]

以下のとおり契約種別ごとに離島基準調整単価を定めた。

区 分	単 位	離島基準調整単価 円 銭厘
定額制供給		
電灯定額接続送電サービス		
電 灯		
10W まで	1 灯	0.000
20W まで	〃	0.000
40W まで	〃	0.000
60W まで	〃	0.000
100W まで	〃	0.000
100W 超過 100W までごとに	〃	0.000
小型機器		
50VA までの機器	1 機器	0.000
100VA までの機器	〃	0.000
100VA 超過 100VA までごとに	〃	0.000
電灯臨時定額接続送電サービス		
50VA まで 1 日につき	1 契約	0.000
100VA まで 1 日につき	〃	0.000
100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに		
1 日につき	〃	0.000
500VA 超過 1kVA まで 1 日につき	〃	0.000
1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに		
1 日につき	〃	0.000
動力臨時定額接続送電サービス		
1 日につき	1 kW	0.000
従量制供給	1 kWh	0.000

離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価
[第32条第4項関係]

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から接続供給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限る。）の算定における離島基準調整単価は、以下のとおりとする。

区 分	単 位	離島基準調整単価 円 銭厘
定額制供給		
電灯定額接続送電サービス		
電 灯		
10W まで	1 灯	0.000
20W まで	〃	0.000
40W まで	〃	0.000
60W まで	〃	0.000
100W まで	〃	0.000
100W 超過 100W までごとに	〃	0.000
小型機器		
50VA までの機器	1 機器	0.000
100VA までの機器	〃	0.000
100VA 超過 100VA までごとに	〃	0.000
電灯臨時定額接続送電サービス		
50VA まで1日につき	1 契約	0.000
100VA まで1日につき	〃	0.000
100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに		
1日につき	〃	0.000
500VA 超過 1kVA まで1日につき	〃	0.000
1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに		
1日につき	〃	0.000
動力臨時定額接続送電サービス		
1日につき	1 kW	0.000
従量制供給	1 kWh	0.000